

研究資料

## 初期ボクシングのルール（ブロートンス・ルール）に関する研究

### A Study of Broughton's Rules in the Early Boxing

梅垣明美<sup>1)</sup>

Akemi Umegaki<sup>1)</sup>

上谷浩一<sup>1)</sup>

Kouichi Uetani<sup>1)</sup>

#### Abstract

The study on the history of boxing has not been very advanced in Japan. For this reason, various interpretations exist regarding the Broughton's Rules (constituted in 1743), which serves as a basis of boxing in present days.

This study, therefore, aims to indicate the miss-understandings of the rule in the history of boxing studied in previous researches and, having those contradicts and causes pointed out, propose a new interpretation on this subject. Moreover, a new translation of Broughton's Rule is also introduced.

The main historical material used for this study is "Boxiana: or Sketches of Ancient and Modern Pugilism.Vol.1." by Egan.

The followings are the outcomes of the study.

Firstly, it has been found out that the previous study on Broughton's Rules contains two misinterpretations regarding the Article 7. They are the statements for prohibited actions: striking the body parts under the waist, and grabbing one's hair.

Secondly, the statement that prohibits striking any body parts below the waist is likely a fault translation, but more proper to be translated as grabbing the body parts below the waist is prohibited. This interpretation is derived from Broughton's other prohibitions towards wrestling techniques.

Thirdly, the prohibition for grabbing one's hair, considering that there are two prohibitions for grabbing certain body parts in the original material which Broughton's Rule is referred to, it is likely that misinterpretation occurred between grabbing one's thigh and hair.

In this study, a new translation is advocated on Broughton's Rules. However, it is expected to achieve further discoveries in historical documents and more clear understandings of the games practiced in old times, that will lead to an improvement in translation.

キーワード ボクシング、懸賞試合、ピュジリズム、イーガン  
Boxing, Prize-fight, Pugilism, Egan

---

<sup>1)</sup> 大阪体育大学

*Osaka University of Health and Sport Sciences*

## 1. 緒言

ボクシングの歴史は古い。競技として記録に残るものに限っても、それはギリシャ・ローマ時代にまでさかのぼる。その頃のボクシングは、拳で殴り合うだけでなく、相手の向こう脛を蹴ったり、刃物のような鋭利な革ひもで相手の身体や顔を引っ掻くことが許された非常に暴力性の高いものだった (Elias, 1971, p.100)。それが、17世紀イギリスで再び人気を集め、18世紀には初代チャンピオンのジェイムス・フィッグ (James Figg) が誕生する。それでも当時はまだ目玉のほじくり合いやレスリングのようなつかみ合いといった荒技が横行していた (カーペンター, 1982, p.24)。

フィッグの弟子であるジャック・プロートン (Jack Broughton) は、荒技が横行するボクシングを改善し現在のスタイル (立ち技) に近づけた。彼は、1743年に、現代のルールの基礎となるプロートンズ・ルール (Broughton's Rules) を創案した。このことから彼は「現代ボクシングの父」と呼ばれる (児島, 1974, p.38)。

このようなイギリス・ボクシング史に関するわが国の研究は非常に少ない。管見では、児島 (1974)、石川 (1987)、松井 (1988, 1989, 1990, 2000, 2007) の研究がある。この中で、ボクシングの歴史について体系的に述べているのは児島、松井であろう。

児島 (1974) は、主にEganの著書 “Boxiana: or Sketches of Ancient and Modern Pugilism.” (以下、“Boxiana” と略す) から近世イギリスのボクシング史を概観している。Eganの “Boxiana” を取り上げ、17世紀末から19世紀後半まで活躍したピュジリストの記録やルールなどを紹介した功績は非常に大きい。

松井 (1988, 1989, 1990, 2000, 2007) は、ボクシングの歴史を賭けや刑法との関係から、またスパーリングを取り上げるなど様々な観点から考察しており、わが国の少ないボクシング史研究の中で、多くの情報を提供してくれる。

石川 (1987) は、事典の中でボクシングの歴史について簡単に触れているにすぎない。

ボクシングの歴史について体系的に述べたも

のではないが、次のような研究もある。友添ほか (1987)、梅垣 (1996) は、初期ボクシングにみられるフェアネスを歴史社会学的な観点から考察している。また富山 (1993) は、イギリス文学の立場から18世紀から19世紀に隆盛したボクシングについて述べている。

ボクシング史に関する翻訳書も少ないが、その中でもカーペンター (1982) の『写真で見るボクシングの歴史 - 闘う男の魂が交錯するビッグファイト100年』は、ボクシングの歴史について詳細な情報を提供している。

このようにボクシング史研究が少ないためか、プロートンズ・ルールは、児島 (1974) と富山 (1993) の訳があるものの定説とされる訳はみられない。また、プロートンズ・ルールの第7条には様々な解釈がみられる。

そこで、本稿では、プロートンズ・ルールに着目し、①先行研究にみられる解釈の相違点を指摘すること、②このような相違が生じた原因を明らかにすること、③より適切と思われる解釈を提案することを目的とする。さらには、プロートンズ・ルールの新訳を提唱したい。

本稿では、1812年、Eganによって書かれた “Boxiana: or Sketches of Ancient and Modern Pugilism. Vol.1.” を主たる史料とした。

本稿で考察する問題には、プロートンズ・ルールに関する一次史料の発見により容易に解決されるものもある。しかし現在のところ既出史料に限られており、それらから推測するしかない。つまり本稿の考察も推測の域をでるものではないが、今後の研究の発展に期待を寄せながら考察をすすめるものとする。

## 2. 先行研究の検討

先行研究では、プロートンズ・ルールの第7条について、様々な解釈がなされている。以下この第7条に着目し先行研究を年代順に考察したい。

まず児島 (1974) は、プロートンズ・ルール第7条を、「ダウンしている相手を加撃したり、髪や尻を掴んではならない。膝をつくダウンと見なされる」 (児島, 1974, p.48) と訳してい

る。彼が参考にした資料は、“Encyclopedia of Sport U.S.A.”である。

友添ほか(1987)は、19世紀イギリスの代表的な総合雑誌である“Blackwood’s Edinburgh Magazine”に連載された“Boxiana: or Sketches of Pugilism”<sup>注1)</sup>からルールを抜粋し、第7条を次のように訳している。

「ダウンしている相手を打ってはならない。腰投げをしてはならない。半ズボンを捕えてはならない。ウエストより下を打ってはならない。膝をついたものはダウンしたとみなされる」(友添ほか, 1987, p.34)と。

石川(1987)は、プロトonz・ルールについて、「ルールは7か条からなり、まず相手がダウンしているときは攻撃してはならないことからはじまり、毛髪やズボンをつかんではいない、腰から下を打たない、膝をついたらダウンとみなすなどを定めていた」(石川, 1987, p.1178)と説明する。参考資料は不明である。

松井(1990)は、「ダウンした者への加撃、腰から下を打ったり髪をつかむことは違反行為として禁じられていた」(松井, 1990, p.475)と説明する。彼が参考にした資料は、Fitzbarnard(1983)の“Fighting Sports”に引用されたルールである。『近代スポーツの誕生』(松井, 2000, p.139)でも同様の説明がなされている。

富山(1993)は、「ダウンした相手を殴ったり、腿やズボンなど腰から下の部分をつかんではいない。両膝をついた者はダウンと認める」(富山, 1993, p.124)と訳している。

これら先行研究には主に2つの相違がみられる。1つは、腰から下への打撃禁止について。児島(1974)と富山(1993)にはその記述がみられないが、他の3者は腰から下への打撃禁止について言及している。2つ目は、髪をつかむ行為について。友添ほか(1987)と富山(1993)はそれに関して何も言及していないが、他の3者は髪をつかむ行為の禁止を名言している。これらの相違は、なぜ起こったのか、またより適切な解釈は何れであろうか。

### 3. 第7条の解釈について

前章では、先行研究にみられたルールの解釈について相違点を2つ指摘した。本章では、これらの相違が生じたと考えられる原因とより適切と思われる解釈について検討する。

#### 3-1. 腰から下を打ってはならないか?

友添ほか(1987)が引用した第7条の原文は下記の通りである。

That no person is to hit his adversary when he is down, or seize him by the ham, the breeches, or any part below the waist: a man on his knees to be reckoned down. (Fancy<sup>注2)</sup>, 1819, p.594).

本稿では、これを、「ダウンしている相手を打ってはならない。ももや半ズボン、あるいはウエストから下のどの部分もつかんではいない。また膝をつくときとダウンとみなされる」と訳すことを提案したい。先述の友添ほか(1987)には、「ウエストより下を打ってはならない」という訳があるが、原文にはそのような記述はみられない。あえていえば、“any part below the waist”をそのように訳したと思われる。

松井(1990)が参考としたFitzbarnard(1983)に掲載の原文は下記の通りである。

That no person is to hit his adversary when he is down, or seize him by the ham, the breeches, or any part below the waist: a man on his knees to be reckoned down (Fitzbarnard, 1983, p.285)

ここには、腰から下を打ったり髪をつかむことを違反行為とする記述はみられない。

では、これまで述べたような違いはどのように生じたのであろうか。

友添ほか(1987)と松井(1990)が参考とした資料、具体的には“Boxiana: or Sketches of Pugilism”のルールと“Fighting Sports”に引用された原文とは同一である。本稿が史料とし

たEgan (1812) の“Boxiana”にも同一ルールが掲載されていた。ということは、腰から下への打撃を禁止する規定は、引用した原文の相違によるものではなく、どうやら翻訳時の間違いである可能性が高いと思われる。

プロトonz・ルールは、1838年には改定されロンドン・プライズ・リング・ルール (The Rules of the London Prize Ring) (以下、ロンドンルールと略す) が成立する。この第16条に、

A blow struck below the waistband shall be deemed foul, and in a close, seizing an antagonist below the waist by the thigh or otherwise shall be deemed foul. (Fitzbarnard, 1983, p.288)

(腰ひもより下への打撃は反則である。また取っ組みあって敵の腰より下のももなどを押え込むことは反則である。)

と定められている。

ロンドンルールには、腰から下への打撃を禁止する記述がある。これを受けてか現代ボクシングのルールでも、ベルトライン以下の加撃は反則とされている。

先行研究でみられた第7条に関する解釈の違いは、“any part below the waist”をベルトライン以下の加撃を禁止する現代ボクシングルールを念頭に置きながら訳した結果生じた間違いではないかと推測できよう。

レスリング技が横行するフィッグ時代の対戦スタイルを一変し、素手の拳で戦うスタイルにこだわったプロトonz (カーペンター, 1982, p.24) の意図を考えると、第7条は、レスリング技の禁止規定と考えられ、「ウエストから下のどの部分もつかんではならない」との訳が適切であろうと思われる。大抵、投げ技はウエストから下の部分を抱え込んでなされ、これを禁止したと考えられるからである。

### 3-2. “ham” か, “hair” か?

では次に髪の毛をつかむことはどのように考えるべきであろうか。

社会的な観点から懸賞試合について考察し

ているBrailsford (1988) が引用するルールは、先述の原文とは異なり次のようなものである。

That no person is to hit his adversary when down or seize him by the hair, the breeches, or any part below the waist; a man on his knees to be reckoned down (Brailsford, 1988, p.9)

(ダウンしている相手を打ってはならない。髪や半ズボン、あるいはウエストから下のどの部分もつかんではならない。また膝をつくときダウンとみなされる。)

ここには、髪をつかむことを禁止する規定が認められる。

Brailsford (1988) は“There are minor variations of wording in different versions of the rule (違ったバージョンのルールには、言葉遣いに小さな違いがある)” (Brailsford, 1988, p.167) とことわった上で、1811年、Bill Oxberry によって書かれた“Pancratia : or a History of Pugilism (以下、“Pancratia” と略す)”から引用している。

“Boxiana”の“ham”と“Pancratia”の“hair”の一語の相違が大きな混乱をまねいたようである。ではどちらが正しいのだろうか。

カーペンター (1982) は、ダニエル・メンドーサ (Daniel Mendoza) とジョン・ジャクソン (John Jackson) の試合で、ジャクソンが、メンドーサの黒く長い頭髪をひつつかみながらもう一方の手で彼の顔を連打したと書いている。そしてその行為は、プロトonz・ルールでは違反ではないと明言する。さらに、メンドーサはフィッグがツルツル頭だったことを知らなかったのかもしれない (カーペンター, 1982, p.26)、と髪をつかむ行為への対策を講じていないメンドーサを非難するようなことを書いている。つまり、歴代チャンピオンだったフィッグもプロトonzもツルツル頭だったから、彼らは試合中に髪をつかまれることがなかったというのである。確かに、“Boxiana”に掲載されたフィッグとプロトonzの肖像画をみれば両者とも髪の毛がない (図1参照)。

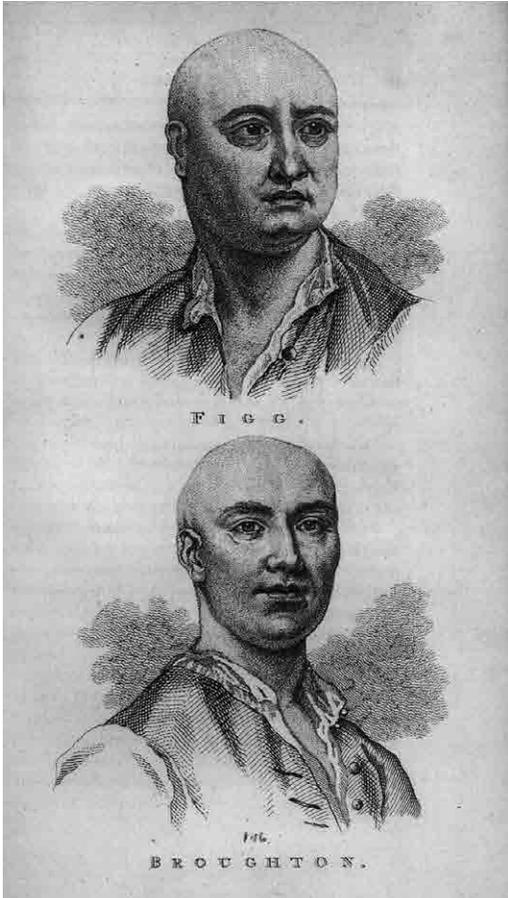


図1 フィッグとブロートン

出典：Egan, P. (1812) *Boxiana : or Sketches of Ancient and Modern Pugilism*. Vol.1. p. 17.

Brailsford (1985) は、髪をつかむ行為に関して次のように述べている。

Whether or not holding by the hair to do the same was within Broughton's rules is not certain, as there was some doubt over whether they forbade seizing by the "ham" or by the "hair". Holding the hair might be considered "foul", but was seldom penalized by umpires (Brailsford, 1985, p.135)

(髪をつかんで同じように[もう一方の腕でパンチを]してもよいかどうかは、ブロートンス・ル

ールでは確かではない。だから、ブロートンス・ルールが「もも」あるいは「髪」をつかむこと、どちらを禁止したのかについては疑問が残る。髪をつかむことは「反則」と考えられていたが、アンパイアはめったに反則としなかった。)

“Boxiana”にも、試合中髪をつかむ行為が記述されている。1791年1月17日に行われたトム・ジョンソン (Tom Johnson) とビッグ・ベン (Big Ben) の試合での出来事である。

Tom . . . (中略筆者) . . . caught hold of the hair of Ben's head several times, shifted (Egan, 1812, p.101) .

(トムは、何度もベンの髪をつかみ引きずった。)

ジョンソンは、ビッグ・ベンとの試合においてベンの髪をつかんでいる。この行為に対して、Eganは、「manoeuvres：巧妙な手段、策略、術策」と表現し、「foul:反則」とは書いていない。観衆たちはこれらの行為を非難しているが、試合は続行されている。

これらのことから推測すると、ブロートンは、ルール上「髪をつかむ」ことを反則としなかったのではないかと思われる。もちろん、1743年に創案された原文の発見により真実が明らかにされるであろう。

#### 4. 新訳：ブロートンス・ルール

本章では、ブロートンス・ルールの全訳を試みる。ルールの全訳を行っている児島 (1974) と富山 (1993) の訳を参考にしながら“Boxiana”に掲載されたルールを対象に翻訳する。

まず、ルールの説明である。

*Were produced by MR. BROUGHTON, for the better regulation of the Amphitheatre, approved of by the Gentlemen, and agreed to by the PUGILISTS, August 10, 1743:-*

(それはブロートンによって作成された闘技場のためのより優れた規則で、1743年8月10日には紳士たちから認証され、ピュジリストたちから

も同意された。）

#### 第1条

That a square of a yard be chalked in the middle of the stage; and every fresh set-to after a fall, or being parted from the rails, each second is to bring his man to the side of the square, and place him opposite to the other; and till they are fairly set-to at the lines, it shall not be lawful for the one to strike the other.

(次のようにする。ステージの中央には、1ヤード[約0.9m]四方の印がチョークでつけられている。ダウンのあと試合を再開させる度、また[中央で戦わせるため]柵から連れ戻す場合、両者のセコンドは、対戦者と向かい合わせるようにステージ中央の印まで選手を連れてこなければならない。そして両者がライン上で正しく身構えるまで攻撃を加えてはならない。)

児島訳では、“every fresh set-to after a fall, being parted from the rails”は、「ダウンしたあと又は引離されている両者に試合を再開させる度に」（児島，1974，p.47）とある。富山は、「ダウンのあと、もしくは囲い枠を離れて、試合を続けようとするときには」（富山，1993，p.122）と訳している。

プロトonz・ルールには、リングの広さ、支柱や柵の高さに関する規定はみられないが、中央線が引かれ、選手はそこで試合を開始することになっている。当時のボクシングが賭けを伴うプライズ・ファイトだったことを考えると、勝敗の成り行きを予測しやすくするため中央線上での殴り合いにこだわっていたように思われる。それは、リングの中央で殴り合い選手の動きが少ない方が勝敗を予測しやすいからである。このように考えると、激しい一撃のあと選手がリングの柵あたりまでよろけた場合、その選手を柵から離し中央線まで引き戻して試合をさせる、いわば仕切り直しが行われていたと考えられる。

富山（1993）の訳「囲い枠を離れて」から上述のような状況を推測することは難しいが、児

島（1974）の訳「引離されている両者に試合を再開させる度」は、中央線上での対戦であることをよりイメージしやすい。

従って本稿では、「ダウンのあと試合を再開させる度、また（中央で戦わせるため）柵から連れ戻す場合」と、当時の試合状況をよりイメージしやすいように訳すことを提案する。

#### 第2条

That, in order to prevent any disputes, the time a man lies after a fall, if the second does not bring his man to the side of the square, within the space of half a minute, he shall be deemed a beaten man.

(次のようにする。トラブルをさけるため、選手が倒れたあとの回復時間について、30秒以内にセコンドがステージ中央の印まで選手を連れてこなければ、敗北とみなされる。)

第2条の“if the second does not bring his man to the side of the square（下線筆者）”の下線部について、児島（1974）と富山（1993）の訳が全く異なっている。前者は「コーナーに連れ戻さなければ」と訳し、後者は「四角のところまで連れてこないときには」とある。

当時のボクシングでは、今日のようにラウンド毎に選手がコーナーに戻ることはなかったこと、中央線で試合が再開されていたこと（第1条）を考え合わせ、本稿では、富山の訳を参考に「ステージの中央の印まで選手を連れてこなければ」と訳した。

#### 第3条

That, in every main battle, no person whatever shall be upon the stage, except the principals and their seconds; the same rule to be observed in bye-battles, except that in the latter, Mr. BROUGHTON is allowed to be upon the stage to keep decorum, and to assist gentlemen in getting to their places; provided always, he does not interfere in the battle; and whoever presumes to infringe these rules, to be turned

immediately out of the house. Everybody is to quit the stage as soon as the champions are stripped, before they set-to.

(次のようにする。試合中[対戦中]には、常に、選手とそのセコンド以外の者は、誰もステージに入ってはならない。試合と試合の合間[ラウンドとラウンドの合間]も同様のルールが適用されるが、後者[合間]の場合、プロトン氏が秩序を保つために、そして紳士諸兄に落ち着いてもらうためにステージに上がることは許される。その場合も試合を妨げないという条件の下であって、これらのルールを破るものがあれば、直ちに競技場の外へ退場させられる。また選手が試合前の脱衣をしたらすぐに、彼らが身構える前に、誰もがステージから離れなければならない。)

児島(1974)は、“main battle”を「正式な試合」、 “bye-battles”を「準試合」と訳している。富山(1993)も同様に、“main battle”を「メインとなる試合」、 “bye-battles”を「付属の試合」と訳している。

当時、今日のボクシングのように前座的な試合があり、メインとなる試合と付属的な試合が明確に区分されていたのかどうかはわからない。いくつかの試合がプログラムされていたという事実がわかれば、上記の訳の妥当性が裏づけされるように思われる。しかし、現在のところそのような事実は確認できない。仮に“bye-battles”を準試合あるいは付属的な試合と解釈した場合、第5条の利益配分の取り決めが、なぜ準試合あるいは付属的な試合にのみ規定されているのか、正式試合での利益配分はどうなっていたのかという疑問がわく。

そこで筆者らは、“main battle”を試合中(対戦中)、“bye-battles”を試合と試合の合間(ラウンドとラウンドの合間)という意味合いで理解することを提案したい。

当時ラウンド制はまだ導入されておらず、どちらか一方が倒れるか膝をつくまで対戦は続行された。また対戦中の判定をめぐる、例えばダウンとみなすかどうか、あるいは反則とみな

すかどうかについて、観客が騒ぎ出すなど様々なトラブルが起こっている。このような場合、試合と試合の合間(ラウンドとラウンドの合間)に騒ぎを収めるためプロトンがステージに上がったことは容易に想像がつく話である。つまり、対戦中は誰もステージに入ってはならないが、ラウンドとラウンドの合間なら許されると理解した方がより適切ではないかと考える。

#### 第4条

That no champion be deemed beaten, unless he fails coming up to the line in the limited time; or that his own second declares him beaten. No second is to be allowed to ask his man's adversary any questions, or advise him to give out.

(次のようにする。制限時間[30秒]内にライン上に来ることができなかった場合、あるいはセコンドが負けを宣言した場合を除いて、選手は敗北とみなされることはない。セコンドは、対戦者に質問したり、降参するよう促してはならない。)

#### 第5条

That, in bye-battles, the winning man to have two-thirds of the money given, which shall be publicly divided upon the stage, notwithstanding any private agreements to the contrary.

(次のようにする。試合と試合の合間[試合終了後]に、勝者は利益の3分の2を受け取る。またそれは、ステージ上で公然と分けられるものとする。これら是对戦者と個人的な契約があったとしても、適用される。)

第5条が勝者への利益配分であることを考慮し、先述のように“bye-battles”を試合と試合の合間、あるいは試合終了後と訳すことを提案したい。

#### 第6条

That, to prevent disputes, in every main battle, the principals shall, on the coming on the stage, choose from among the gentlemen present

two umpires, who shall absolutely decide all disputes that may arise about the battle; and if the two umpires cannot agree, the said umpires to choose a third, who is to determine it.

(次のようにする。あらゆる試合において、紛争を避けるために、選手たちは、ステージに来る際に、臨席している紳士の中から2人のアンパイアを選ぶことになっている。このアンパイアには、試合中に起こるかもしれないあらゆる紛争を完全に解決する権限がある。もし2人のアンパイアの決定が一致しない場合には、2人のアンパイアが3人目を選び、3人目のアンパイアがそれを解決する。)

#### 第7条

That no person is to hit his adversary when he is down, or seize him by the ham, the breeches, or any part below the waist: a man on his knees to be reckoned down.

(次のようにする。ダウンしている相手を打つてはならない。ももや半ズボン、あるいはウエストから下のどの部分もつかんではならない。また、膝をつくとダウンとみなされる。)

第7条について、児島(1974)は、「ダウンしている相手を加撃したり、髪や尻を掴んではならない。膝をつくとダウンと見なされる」(児島, 1974, p.48)と訳している。富山(1993)は、ダウンした相手を殴ったり、腿やズボンなど腰から下の部分をつかんではいない。両膝をついた者はダウンと認める」(富山, 1993, p.124)と訳している。先述のとおり、これらの相違は参考にした資料の違いによる。

#### 5. まとめ

本稿では、ボクシング史に関する先行研究にみられたルール解釈の相違点を指摘し、このような相違が生じたと思われる要因について考察を加え、さらにより適切と思われる解釈を明らかにした。さらには、プロトonz・ルールの新訳を提案した。その結果次のことが明らかとなった。

第1に、先行研究では、プロトonz・ルールの第7条について、腰から下への打撃の禁止事項と髪をつかむ行為の禁止事項の有無について、2つの相違点が発見された。

第2に、腰から下への打撃禁止については、翻訳時の間違いの可能性が高く、腰から下をつかむことの禁止と捉えた方が適切であると考えられた。プロトonzがレスリング技を禁止していたことからそのような結論が導き出された。

第3に、髪をつかむ行為の禁止については、プロトonz・ルールを引用した原文が2種類、具体的には「もも」をつかむことを禁止するものと「髪」をつかむことを禁止するものがあったことが相違の原因であった。本稿では、「もも」をつかむことを禁止していたとの解釈を提示したが、「もも」をつかむことと「髪」をつかむことのどちらを禁止していたのかについては、当時の競技実態と照らし合わせながら考察する必要があるだろう。

プロトonz・ルールの新訳も提案したが、“being parted from the rails”と“bye-battles”,そして第7条の解釈については、史料の発掘及び当時の競技実態の解明により、より適切な訳を求めていく必要があるだろう。

残念ながら本稿では、プロトonz・ルールの初出状態にあたることはできなかった。今後の研究の発展により真実が明らかにされ、さらなる改訳が発表されることを期待したい。

#### 注

注1) 池田(1996)によれば、“Blackwood’s Edinburgh Magazine”に連載された“Boxiana: or Sketches of Pugilism”の記事は、Eganの著書“Boxiana”の書評であるという。従って、雑誌記事である“Boxiana: or Sketches of Pugilism”とEganの“Boxiana”に引用されたプロトonz・ルールは、同一のものであった。

注2) Fancyとは、“Blackwood’s Edinburgh Magazine”の記事“Boxiana: or Sketches of Pugilism”の著者のことである。本名ではなく「愛好家」として記事を書いたと思われる。

文 献

- Brailsford, D. (1985) *Morals and Maulers : the Ethics of Early Pugilism*. *Journal of Sport History*. 12 (2) : 126-142.
- Brailsford, D. (1988) *Bareknuckles A Social History of Prize-Fighting*. Lutterworth Press : London.
- Egan, P. (1812) *Boxiana : or Sketches of Ancient and Modern Pugilism*. Vol.1. G.Smeeton : London.
- Elias, N. (1971) *The Genesis of Sport as a Sociological Problem*. *The Sociology of Sport- A Selection of Readings-*, London: 88-115.
- Fitzbarnard, L. (1983) *Fighting Sports*. (2nded.) . Triplegate.
- 池田恵子 (1996) 前ヴィクトリア時代のスポーツ-ピアス・イーガンの「スポーツの世界」-. 不昧堂：東京
- 石川輝 (1987) ボクシング. 岸野雄三「編」. 最新スポーツ大辞典. 大修館書店：東京, pp.1174-1182.
- カーベントナー, H. : 阿倍照夫訳 (1982) 写真で見るボクシングの歴史 - 闘う男の魂が交錯するビッグファイト100年. ベースボールマガジン社：東京.
- 児島盛芳 (1974) 近世イギリス・ボクシング史の概観. 中央大学保健体育委員会 体育研究, 8 : 35-56.
- One of the Fancy (1819) *Boxiana : or Sketches of Pugilism No.II*. *Blackwood's Edinburgh Magazine*, Aug : 593-597.
- 松井良明 (1988) 19世紀イギリス・ボクシング史における研究動向と今後の課題. *スポーツ史研究*, 1 : 47-52.
- 松井良明 (1989) 19世紀イギリスのボクシング史におけるスパーリングの果たした歴史的意義について. *スポーツ史研究*, 2 : 11-12.
- 松井良明 (1990) ブラッディ・スポーツと<名誉の観念>-19世紀イギリスにおけるボクシングの「改良」をめぐる-. 谷川稔ほか 規範としての文化. 平凡社：東京, pp.468-502.
- 松井良明 (2000) 近代スポーツの誕生. 講談社：東京.
- 松井良明 (2007) ボクシングはなぜ合法化されたのか. 平凡社：東京.
- 富山太佳夫 (1993) 空から女が降ってくる. 岩波書店：東京, pp.107-167.
- 友添秀則・梅垣明美・伊藤正信・和田哲也 (1987) ピュジリズムにおけるフェアなプレイに関する研究. 香川大学教育学部研究報告, I (71) : 23-39.
- 梅垣明美 (1996) ピュジリズムからボクシングへ. 中村敏雄「編」*スポーツ技術・ルールの変化と社会 I*. 創文企画：東京, pp.15-45.